

令和5年5月1日

各位

神戸商工会議所

新型コロナウイルス感染症における 生命共済制度病气入院見舞金の特別取扱の終了について

当商工会議所生命共済制度では、新型コロナウイルス感染症と診断された加入者に対し、医療機関の事情等により自宅や宿泊施設等で療養をされた場合について、「入院」として取り扱い、病气入院見舞金のお支払対象とする特別取扱（以下「みなし入院」）を実施してまいりました。

今般、政府より、令和5年5月8日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に変更する方針が決定されたことを受け、当商工会議所におきましても同日以降に同感染症と診断された方の「みなし入院」の取扱を終了させていただきます。

なお、5月7日（日）までに、新型コロナウイルス感染症と診断された重症化するリスクの高い加入者につきましては、これまで通りの対応を継続いたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<「みなし入院」等適用範囲>

		陽性診断日	
		令和4年9月26日 ～令和5年5月7日	令和5年5月8日 以降
医療機関へ入院された場合		○ (お支払い対象)	
宿泊施設または 自宅での療養を された場合	重症化リスク の高い方(※)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
	上記以外の方	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

※発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

以上

【本件に関するお問合せ先】

神戸商工会議所（共済担当）TEL：078-303-5809